美波町立学校「ラーケーションの日」実施要綱

（目的）

第１条　「ラーケーションの日」とは、児童生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動等を企画し、平日に保護者等（※１）と活動できる機会を確保するために設定する日であり、自己の在り方や生き方を考えながら課題を発見し、解決していくことのできる力を身につけるために、校外での体験的・探求的な活動を通して学ぶことを目的とする。

※　保護者等・・・原則は保護者であるが、保護者が同意した大人（祖父母・成人した兄姉等）を含む。

（内容）

第２条　保護者の申請によって、児童生徒が登校しなくても欠席とならない日を設ける。

（取得可能日・日数等）

第３条　保護者等の休暇に合わせて、年度内（毎年４月１日から翌年３月３１日）に５日まで取得することができる。

２　取得は１日単位とし、連続して取得することもできる。ただし、残った日を翌年度に繰り越すことはできない。

３　学校が設定する「ラーケーションを利用できない日（期間）」は除く。

（対象）

第４条　美波町立の小中学校に在籍する児童生徒とする。

（申請方法）

第５条　原則、取得日の１週間前までに、保護者が「ラーケーションの日」届出書に、必要事項を記入し、学校に提出する。

（その他）

第６条　学校は、定期テストや学校行事など、学校の実情に応じて「ラーケーションを利用できない日（期間）」を事前に設定し、保護者及び児童生徒に周知する。

２　学校は「ラーケーションの日」届出書が提出された後、児童生徒の安全管理のため保護者へ電話等により内容を確認する。

3　学校は出席簿、指導要録及び調査票における取扱いは、「出席停止・忌引き等」とする。

4　「ラーケーションの日」を取得することで受けられない授業の内容は、家庭での自習を基本とします。

附　則

1　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。